

「恩納村地域再エネ導入戦略等策定支援業務委託」

公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 業務名：恩納村地域再エネ導入戦略等策定支援業務委託（以下、「本業務」という。）
- (2) 業務期間：契約締結日翌日から令和6年1月19日（金）まで
- (3) 目的：本業務は、国が2050年「ゼロカーボンシティ」の実現を目指しているところ、脱炭素社会の実現に向けた基礎調査として、恩納村（以下「本村」という。）のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量並びにこれからの将来推計を踏まえ、再生可能エネルギーの導入ポテンシャル等を調査・分析するとともに、本村の将来像及びそこに向けた脱炭素シナリオ、再生可能エネルギーの導入目標等を検討する。

本業務の実施にあたっては、「令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の「地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討における計画策定支援事業（第1号事業の1）」及び「公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援事業（第1号事業の3）」の主旨を理解した専門的な知識がある者を公募型プロポーザル方式により選考し、受託者を選定した上で業務委託を行うものとする。

- (4) 業務内容：別紙「恩納村地域再エネ導入戦略等策定支援業務委託特記仕様書」参照（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

配布方法：恩納村役場ホームページ【<http://www.vill.onna.okinawa.jp/>】

- (5) 業務に関する費用

本業務に関する上限額：22,638,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳）：（第1号事業の1）11,979,000円、（第1号事業の3）10,659,000円

※なお、参考見積書の金額が、設定された上限額を超過した場合は失格とする。

2. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者（提案者となろうとする者）は、日本国内に本社を有するものであって、次に掲げる事項を満たすものとする。また、参加者は下記の要件にある共同企業体とする。

- (1) 参加者に共通して求める要件

- ① 沖縄県内に本店、支店または営業所を有すること。
- ② 「令和5・6年度 恩納村入札参加資格者登録名簿」に登録されていること。
- ③ 本業務と同種及び同程度と認められる業務の履行実績があること。
- ④ ZEBプランナーの資格を保有していること。
- ⑤ 地方自治法施工令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ⑥ 「恩納村建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成16年8月25日

施工)」の規定による参加停止の措置を受けていないこと。

- ⑦ 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- ⑨ 沖縄県暴力団排除条例（平成23年10月1日施工条例第14号）の暴力団及び暴力団員に該当しないこと。

(2) 設計共同体の結成にあたっての要件

- ① 共同企業体は2者以内で構成されていること。
- ② 共同企業体の代表構成員が申し込み者であること。
- ③ 共同企業体は、通知された方法に基づき、契約担当者に対し参加申し込み時に共同
体協定書を提出すること。
- ④ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員でないこと。

3. 配置予定技術者

管理技術者及び照査技術者及び主担当技術者については、本案件と同種及び同程度と認められる再生可能エネルギーに係る調査・検討・導入支援業務の履行実績があること。また、管理技術者については以下の資格を有すること。

(1) 管理技術者

技術士法に基づく技術資格（建設部門もしくは、環境部門、電気電子部門）あるいは、設備設計一級建築士、建築設備士を有していること。

4. 提出書類

書類は、原本1部・副本2部を提出とする。

(1) 参加申請書

- ① 参加申請書（様式第1号）
- ② 事業者概要（様式第3号）
- ③ 業務実績調書（様式第4号）
- ④ 担当技術者調書（様式第5号）
※保有資格等を証明する資格証の写しを添付すること。
- ⑤ 管理技術者の経歴及び実績等調書（様式第6号）
※保有資格等を証明する資格証の写しを添付すること。

(2) 企画提案書類

- ① 企画提案書届（様式第2号）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 業務スケジュール（任意様式）
- ④ 見積書及び見積り内訳書（任意様式）

5. 提出期限及び提出方法

- ・参加申請書：令和5年5月12日（金）午後5時必着
- ・企画提案書：令和5年5月19日（金）午後5時必着

- ① 提出場所：恩納村役場 建設課 計画建設係（平田、大城）
- ② 提出方法：持参又は郵送（いずれの方法でも提出期限必着とする。）
※なお、郵送の場合、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。
（提出書類に不備のある場合は受理不可であるため、郵送の際はその旨考慮した上で発送手続きを行うこと。）

6. その他証明書類等提出書類

証明書は、原本1部・副本2部を提出とする。

- ① 履歴事項全部証明書等

法人	登記簿謄本
商号登記している個人	商号登記簿謄本
商号登記していない個人	身分証明書

- ② 各種法人税を滞納していないことが証明できる書類（直近のもの）
- ③ 自己資本比率を証明できる書類（直近のもの）
- ④ 会社のパンフレット等があれば添付

7. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和5年5月10日（水）午後5時必着
※本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成・提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限る。
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式第7号）により、メールにて提出すること。
※メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しないものとする。
- (3) 回答日：令和5年5月12日（金）午後1時から
- (4) 回答方法：本村ホームページに掲載
※質疑を行った参加者名は公開しないものとする。

8. 契約候補者の選定方法

「恩納村地域再エネ導入戦略等策定支援業務委託受託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、当該プロポーザルによる審査を行い、契約候補者を選定する。企画提案書の提出をうけた後にプレゼンテーション審査を行い、評価が最も優れている参加者を第1優先契約候補者として選定する。（次点者も決定する。）

なお、本プロポーザルに参加した他の参加者の情報、選定結果、評価点は公開しない。選定結果については、参加者全員に対し自己の結果のみ通知する。

また、評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は公開しない。

審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

9. プレゼンテーション及び審査の実施

(1) プレゼンテーション及び審査会実施日

令和5年5月23日（火）午前10時から

(2) 審査方法

提出された企画提案書をもとに、参加者によるプレゼンテーションを実施し、審査会において評価が最も優れている事業者を選定する。なお、参加者が3者以上の場合には事務局にて書類審査を実施し、プレゼンテーションを実施する3者に絞り込む。

(3) プレゼンテーション内容

企画提案書をもとに説明を20分以内とし、その後、質疑応答の時間を5分程度設ける。

(4) プレゼンテーションの際の注意事項

- ① プレゼンテーションの実施時間及び会場等の詳細は、別途通知する。
なお、プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。
- ② プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは事務局が準備するが、パソコン等は参加者において準備する。
- ③ プレゼンテーションの準備は開始時間までに行う事とし、開始時間が過ぎた場合は所要時間に含める。
- ④ 提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは失格とする。
- ⑤ 指定した時間に遅れる場合は失格とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

10. 契約の締結

審査結果に基づき選定した第1優先契約候補者と、提案に沿って契約内容について協議、調整を行った上で、随意契約により委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、第1優先契約候補者に選定された参加者が辞退した場合、又は協議が整わなかったときは、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約についての協議等を行った上で契約を締結するものとする。

また、参加者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その参加者を契約候補者とし、選定し、随意契約により委託契約を締結する。

11. 日程（予定）

公 示	令和 5年 5月 2日（火）
質問受付期限	令和 5年 5月 10日（水）午後5時まで
質問解答	令和 5年 5月 12日（金）午後1時から
参加申請書等の受付期限	令和 5年 5月 12日（金）午後5時まで
企画提案書類の提出期限	令和 5年 5月 19日（金）午後5時まで
プレゼンテーション	令和 5年 5月 23日（火）午前10時から（予定）
審査結果通知	令和 5年 5月 26日（金）予定
契約締結	令和 5年 5月 31日（水）予定

12. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

(1) 第1次審査（40点満点）

- ① 企業実績等（所在地、資本金、経営年数、同種・類似業務の実績件数）
- ② 管理技術者の実績等（資格、経験年数、同種・類似業務の実績件数、専任性）

※同種・類似業務とは公共施設等への太陽光発電設備等の導入可能性調査業務

(2) 第2次審査（100点満点）

別紙「特記仕様書」に示す業務内容について、業務実施方針や業務遂行力、また具体的かつ効果的で実現性のある提案となっているか、以下の評価事項及び評価基準を基に、プレゼンテーションを通して総合的に評価を行う。

評価項目	評価の視点	配点
業務遂行能力	同種業務の実績	25
	担当技術者の業務遂行能力及び人員配置	
	実現可能な業務実施体制及び業務計画 (業務手順・適正な工程計画)	
	本業務の目的及び趣旨の理解度	
企画提案	考慮すべき地域特性、環境特性等の調査・検討	70
	再生可能エネルギーを導入する施設、場所、負荷及び規模等の調査・検討	
	発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討	
	再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や事業採算性を評価するための調査・検討	
	その他、追加提案	
見積価格	価格の妥当性、積算内訳の妥当性	5
合計		100

※なお、プロポーザル参加者が1社の場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準（合計点数が満点の60%以上）に達しない場合は、最優秀提案者として選定しない。

③失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方式、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、設定された本業務に関する上限額を超過したもの

13. 契約の締結

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

14. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、村と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 恩納村情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (7) 企画提案書作成上の基本事項
プロポーザルは、業務における具体的な取組み方法について募集するものであり、当該業務の具体的な内容や成果の一部(図面、模型写真等)を求めるものではない。
実際の業務は、契約締結後に技術提案書に記載された取組み方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上、実施することとなる。このため、記載の許された表現や項目以外の内容を含む企画提案は評価の対象としない。
- (8) 企画提案書の評価対象外について
提出者を特定することができる会社名等の内容(一般的に通用している序章。ロゴマーク用を含む)を記載してはならない。
- (9) 評価委員の役職・氏名に関する質問や、他の参加者に関する質問には応じないものとする。
- (10) 本業務の実施にあたっては、村と十分な協議を行い、指示事項については責人を持って対応するものとする。
- (11) 本プロポーザルに参加した者は、この実施要領に同意したものとみなす。

15. 本プロポーザルに関する質問先・提出先

〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地

恩納村役場 建設課 計画建設係(村庁舎2階) 担当:平田、大城

T E L : 098-966-1203 F A X : 098-966-1045

Mail : h-manabu@vill.onna.lg.jp o-erika@vill.onna.lg.jp

(メールは上記の2か所へ送ること)